

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

九重町の災害リスクの種類は数多くあるが、当町の災害は地形や地質等の面から、その大半が集中豪雨等によるがけ崩れ、河川の氾濫、土石流による被害等の可能性が高いと思われる。また、平成28年に発生した熊本地震では当町の事業所も大きな被害を受け、建物の被災とともに風評被害にも悩まされた。その他にも、当町は活火山である九重山の麓に位置しており、噴火の危険性についても考慮が必要である。

これらの災害は種類ごとに発生しやすい時期があり、集中豪雨等の大雨は6月から9月頃にかけて、暴風雨は7月から9月にかけて多くなる。また、高原部においては11月中旬から4月初旬にかけて大雪による雪害の可能性が高まるなど、災害の発生時期はまちまちである。

(土砂災害：ハザードマップ)

九重町は多くの地域が山間に位置し、当町のハザードマップによると、地区ごとに土石流、急傾斜、地すべり等について詳述されており、多くの中小零細事業者が集積している。

(河川浸水：ハザードマップ)

九重町には玖珠川、松木川をはじめとして、玖珠川に流れ込む町田川、野上川が存在する。特に松木川周辺はハザードマップを見ても2m以上～5m未満の冠水が予測されており注意が必要とされる。

(地震：J-SHIS)

国の地震調査研究推進本部により作成されたJ-SHISの予測によれば飯田地区（特に田野・無田地区の確立が高い）と役場周辺地区、恵良駅周辺地区など確率の比較的高い地域が点在する。当町付近の崩平山一万年山地溝北縁断層帯により、昭和50年の大分県中部地震、平成28年の熊本地震では大きな被害を被った。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

九重町、特に飯田高原付近ではスキー場があるほどの豪雪地帯で、積雪による被害も想定しておかなければならない。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 456人（令和3年経済センサスより）
- ・小規模事業者数 414人（令和3年経済センサスより）

【内訳】	業種	商工業者	小規模事業者	備考（事業所の立地等）
	建設業	70	66	町内に広く分散している
	製造業	33	30	河川周辺や平地に分布
	卸売、小売業	85	74	町内に広く分散している

業種	商工業者	小規模事業者	備考（事業所の立地等）
飲食業	47	39	町内に広く分散している
宿泊業	71	70	比較的山間部に多く点在している
サービス業	37	37	町内に広く分散している
その他	113	98	町内に広く分散している

（3）これまでの取り組み

1）九重町の取り組み

- ・九重町防災会議の設置
- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・「九重町新型インフルエンザ等対策」について適時対策本部会議を開催

2）商工会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーへの参加勧奨
- ・大分県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・玖珠郡災害ネットワークが実施する防災訓練への参加および協力

II. 課題

現状では、緊急時の取り組みについて具体的な行動計画や協力体制の確立などマニュアルが整備されていない。加えて、平時や緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

さらには保険・共済に関する助言を行える知識の習得が不十分であり、助言を行える当会職員も不足している。

また感染症対策において、町内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害・感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と九重町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 「九重町の小規模事業者災害支援協定書」を締結し、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響等を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取得可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添：令和7年1月更新）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認を行う。
- ・ 九重町経営力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.3程度、震度7の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

- ・国内感染者発生後は職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる交付状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・県の災害対策本部の被害情報報告にあわせて随時報告・情報共有する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当会と当町が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会または当町より大分県へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大きな被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

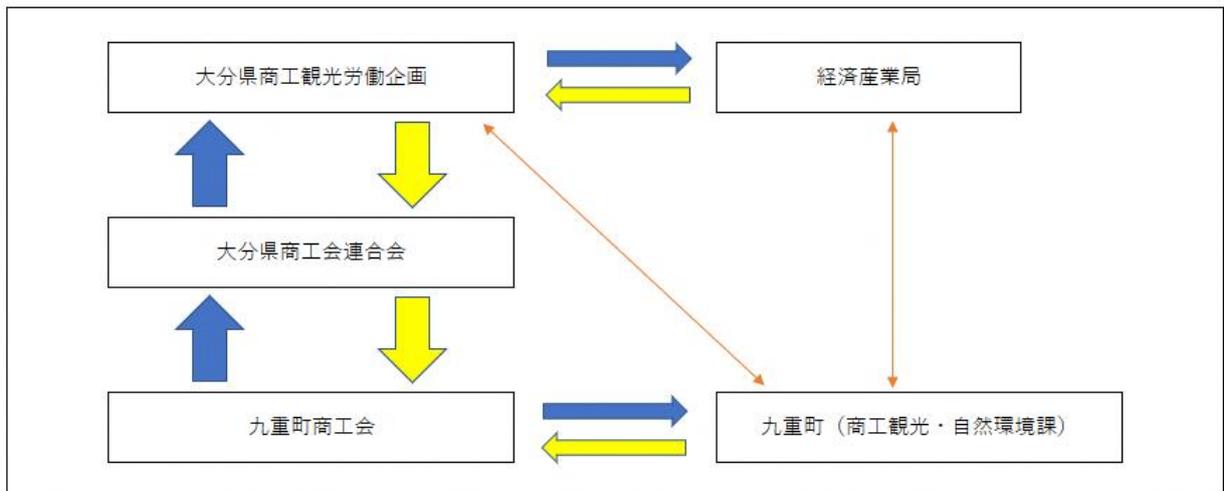
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する
3ヶ月以降	必要に応じて共有する

- ・当町で取りまとめた「九重町新型インフルエンザ等対策」に基づき、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、大分県の指定する方法について当会と当町より大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会または当町より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、九重町と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大分県、九重町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・大分県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

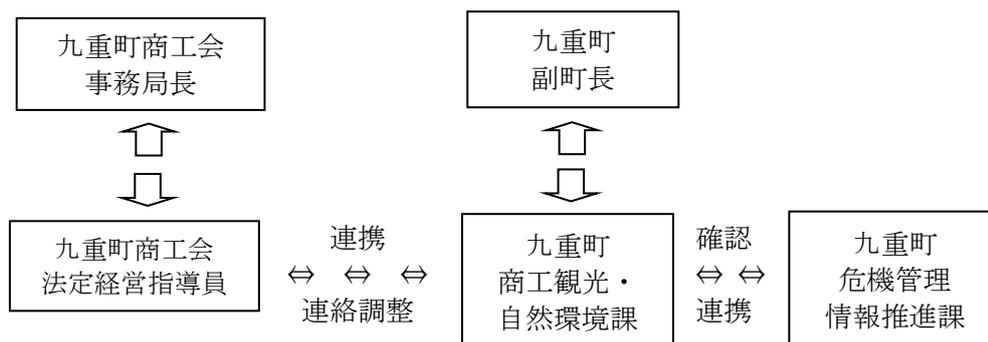
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先 (連絡先は後述 (3) ①参照)

経営指導員 長野 毅生

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

九重町商工会

〒879-4601 大分県玖珠郡九重町大字右田3157-7

TEL: 0973-76-2424 / FAX: 0973-76-2473

E-mail: info@kokonoe.oita-shokokai.or.jp

②関係市町村

九重町 商工観光・自然環境課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

TEL: 0973-76-3150 / FAX: 0973-76-2247

E-mail: syoko@town.kokonoe.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
・ 専門家派遣	39	39	39	39	39
・ セミナー開催	11	11	11	11	11
・ パンフ、チラシ作成費	20	20	20	20	20
・ 防災・感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、九重町補助金、大分県補助金、 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作製する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等